とうきょう さんぱい

第33巻第7号　通巻第314号
314
平成28年10月10日発行

平成２９年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が自民、公明、民進三党へ

多摩支部だより　施設見学会・懇親会 ～㈱クリーンテック管理型最終処分場～

医療廃棄物合同懇談会　東京都・神奈川県・静岡県各協会による意見交換

研修会　電子マニフェスト操作体験セミナー

法制度検討委員会　合宿集中討議　今年も敢行

女性部だより　関東地域協議会女性部会 第１回勉強会

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、
未来のエネルギーを創造します。
Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。
オフィス工場 ⇒ プラスチック 紙 繊維 木 金属
〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。
陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、
全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。
リサイクルポート
第2バース
第1バース
2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076
優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう
http://www.aknet.co.jp/
有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919

ZERO

技術です
キケンなゴミを資源に戻す

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

本社：東京都新宿区西新宿1-26-2　新宿野村ビル　TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

CONTENTS

平成２９年度東京都予算等で要望活動
高橋会長ら役員が自民、公明、民進三党へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

多摩支部の施設見学会・懇親会を開催
～㈱クリーンテック管理型最終処分場「飯坂クリーンサイト」～・・・・・・・・・・・・・ 6

平成 28 年度 医療廃棄物合同懇談会
～東京都・神奈川県・静岡県の産業廃棄物協会が集い意見交換～ ・・・・・・・・・・8

電子マニフェスト操作体験セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

法制度検討委員会
合宿集中討議　今年も敢行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

女性部だより・関東地域協議会女性部会 第１回勉強会
「気づかないでは済まされない！産廃の落とし穴」
～行政処分の事例から学ぶ～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

全国労働衛生週間　「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」について　・・・・・・・ 15
委員会報告　（安全衛生推進委員会、収集運搬委員会・中間処理委員会合同委員会、
建設廃棄物委員会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
「平成28年熊本地震 義援金募金」　熊本県東京事務所長に目録を贈呈　・・・・・・・・・ 21
訃報　森 雅宜 氏　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
会員企業紹介　比留間運送 株式会社　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
東京都環境公社　東京都優良産廃事業者限定プレミアムセミナー 開催のお知らせ ・・・・ 24
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 102　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
新入会員紹介　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
協会の主な今後の日程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
お魚を探せ!表紙写真クイズ　正解と解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
応募要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
講師余談・古代史散歩　雄略は大悪天皇？有徳天皇？　・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
よろず相談　法律・労働災害と欠格要件（その２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
事務局だより・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

題字：東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

平成２９年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が自民、公明、民進三党へ

一般社団法人東京都産業廃棄物協会は、高橋会長をはじめ役員９名が参加し、さる平成 28 年９月６日㈫、東京都議会の自由民主党・公明党・民進党に対し、平成 29 年度東京都予算等に関する要望活動を展開した。

要望事項は次の６点。

1　優良処理業者の育成（第三者評価制度の拡充を図る方策の実施）について
2　大規模災害発生時の産業廃棄物処理業者の活用について
3　再生砕石の利用拡大について
4　建設泥土改良土の利用促進について
5　臨海部における船舶の接岸について
6　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の改正ついて
7　2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける産業廃棄物の資源循環事業について

＊なお、会派ごとに提出した要望事項は若干異なります。

要望事項の全文は以下の通り。

要　望　事　項

一 優良処理業者の育成（第三者評価制度の拡充を図る方策の実施）について

東京都は、国に先駆け平成２１年から、産業廃棄物の適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている処理業者を第三者機関が評価する制度を導入している。認定を受けた優良処理業者が、排出事業者から安心して選ばれやすくするためには、以下の施策推進が有効だと思われるので、強力なご支援をお願いしたい。

1　環境配慮契約法の趣旨を十分踏まえ、東京都（外郭団体を含む）及び区市町村においても、自らの産業廃棄物処理や発注建設工事での産業廃棄物処理に際し、優良認定処理業者が優先的に採用される方策を早急に講じられたい。

2　優良認定処理業者が認定のメリットを受けられるよう、民間の排出事業者からより多くの受注が得られる機会や場を確保されたい。

東京都においては、排出事業者を対象とした産業廃棄物の適正処理講習会について、開催回数を増やすなど充実を図られたい。

3　適正処理や資源循環率を高めていくためには、優良認定処理業者を増やしていくことが肝要である。また、公共の契約担当部局からは、公平な発注の機会を確保するためには、優良認定処理業者が一定数以上必要であると言われている。

ついては、認定促進に向け、手続きの簡素化や申請手数料の減額を検討・実施されたい。

二 大規模災害発生時の産業廃棄物処理業者の活用について

発生が懸念される首都直下型地震等で大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速に行い、復旧・復興を遅らせないようにしなければならない。

当協会と東京都は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を結んでいるが、さらに実行性の高いものにしていくため、東京都が進めている「災害廃棄物処理計画」の策定及びその執行に当たっては、以下の点を十分考慮するようにされたい。

1　災害発生時の対応を確実に行えるよう、廃棄物処理施設の整備等の強靭化策を講じられたい。

2　ソフト面では、東日本大震災時の復旧・復興支援業務を実際に担った関係者による以下の提言を踏まえられたい。

①　東京都のみならず区市町村が行う災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう区市町村レベルでの体制整備を図ること。
②　災害廃棄物の量を精度よく効率的に推定できる原単位等の数値的データ

を整理・整備しておくこと。

③　発災から処理業務発注までの期間を短縮化すること。

④　概算契約を早期に交わし、その後実績に合わせて実数清算すること。

⑤　処理費用の支払いが定期的かつ速やかに行われるようにするため支払ルールを明確化しておくこと。

⑥　処理業務を年度ごとに分割発注する場合、効率的かつスムーズな業務推進の観点から次期工事は随意契約とすること。

⑦　災害廃棄物の特殊性を考慮した再委託・再々委託の規定を構築しておくこと。

⑧　廃棄物収集運搬車両の緊急時の通行を可能にするとともに、それら車両の燃料の確保・優先供給策を講じられたいこと。

三 再生砕石の利用拡大について

建設工事における再生砕石の利用拡大を図るため、東京都議会自由民主党では「再生砕石等の利用拡大に向けたプロジェクトチーム」を設置し、積極的に推進いただいており、今後も特段のご配慮をお願いしたい。

四 建設泥土改良土の利用促進について

受注者から提出された再生資源利用（促進）計画書等に基づき、建設泥土が適正に処理されている場合には、国と同様、工事成績評定の際に加点評価をしていただき、目標値を上回る建設泥土改良土を利用した場合にも、工事成績評定の際に加点評価をしていただきたい。

五 臨海部における船舶の接岸について

産業廃棄物及び再生資源の効率的な輸送のためには、臨海部の岸壁において船舶を接岸させ、産業廃棄物及び再生資源の積み下ろしを行えるようにすることが有効である。このため、臨海部の民間所有地において、岸壁に船舶を接岸させることができるよう、ご配慮いただきたい。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) の改正について

現在、国において、廃棄物処理法の改正の検討が行われている。産業廃棄物の適正処理、資源循環社会の構築、優良な処理業者が評価される仕組み等の観点から、以下のとおり改正されるよう、国や関係部局への働きかけをお願いしたい。

①　処理業の許可手続きの合理化及び効率化と、優良認定処理業者の優遇

②　処理業許可の欠格要件の緩和（株式５％以上保有者を対象外とする等）

③　産業廃棄物処理施設の設置手続きの合理化

④　廃棄物の種類の定義の統一化や、排出元を限定している特別管理廃棄物の対象範囲の拡大

⑤　再生利用指定制度を都道府県域を越えた仕組みに変更

⑥　排出事業者責任の強化（廃棄物情報の提供や費用負担の徹底）

⑦　産業廃棄物処理業者の資質向上のための研修・講習への支援

⑧　地方公共団体の独自規制に関する意見交換の場の設定

⑨　建築基準法第５１条ただし書き許可に係る規制緩和（同規模以下の変更時等）

七 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける産業廃棄物の資源循環事業について

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックにおいては、東京が世界一の環境先進都市であることを内外に示していくため、産業廃棄物の資源循環事業を幅広く展開していくべきであり、当協会としてもそれに最大限協力していきたいと考えている。

ついては、競技施設の資材での再生資源の利用やリサイクル、競技会場や選手村、大会期間中の各種催し等で生じる廃棄物の資源循環の推進などについて、関係機関に対して、当協会と共同して実施できる事業について検討し、ご提案いただけるようよろしくお願いしたい。

多摩支部の施設見学会・懇親会を開催

～㈱クリーンテック管理型最終処分場「飯坂クリーンサイト」～

飯坂クリーンサイト正面入口前にて

平成 28 年 9 月 2 日㈮～ 3 日㈯に総勢 19 名の参加を得て、多摩支部施設見学会・懇親会が催されたのでその内容を報告する。

当日は残暑の中ではあったが天候に恵まれ、定刻 8 時 30 分に立川を出発。那須高原 SA で弁当昼食をとったのち、福島県飯坂インターから 15 分にある株式会社クリーンテックの管理型最終処分場「飯坂クリーンサイト 」に 13 時 45 分に到着。この処分場は国道から直接㈱クリーンテックが作った橋とヘアピンカーブが続く道路でつながっている。道路には、地下 100m までパイプを入れて地中熱を利用したロードヒーティングが施されており、深雪でなければ除雪は不要とのことであった。

浸出液処理施設を兼ねた見学者棟で、取締役 場長 吉崎氏から最初に「当社は、最新技術の採用、安全、開かれた会社、の三つを企業理念としている。特にクリーンテック通信は年 4 回発行し飯坂地区 8,000 戸に新聞折込みで配布し得意先には 1,000 部を DM で送付している。」等の説明があった。見学ブースには模型やパネルが分かり易く展示されていた。

埋立地は平成 9 年に建設を始め、第一期処分場は平成 13 年から埋め立てを開始し現在 90％以上埋立が終了している。第二期処分場は二工区に分けて建設することとし第一工区約 63 万㎥の埋立を平成 25 年から始めており、埋立期間は 30 年間を想定している。管理型処分場の底面部には、まず遮水シート 2mm を敷きその上にベントナイト（粘土の一種）層 50cm を設け、その上に再度遮水シート 2mm を敷いている。上のシートとベントナイト層の間には電圧で漏えいを把握できる検知器を据え付けてあり、万一シートが破損した場合は漏えい個所を 2m 内で知ることができる。当然これまでに漏えいは一度もない。

埋立終了後も数十年間は行わなければならない浸出液処理には特に気を使っている。処理フローは、浸出水調整池→凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→オゾン処理→活性炭→キレート処理→ホウ素処理→ pH 調整→金魚等でのチェック→放流となっている。オゾン処理は酸化作用で有機物を処理するものであり活性炭処理での負荷を減らせる効果が高いという。

現在の埋立物は汚泥が 40 ～ 50％を占め、その他ばいじん、燃え殻、鉱さいまでで 90％になるといい、大型ダンプで一日当たり 35 ～ 40 台の搬入がある。マニフェスト E 票でこの飯坂クリーンサイトの名前を見た人もいると思うが、関東からの埋立物も受け入れている。福島県では事前協議制を取っているが、県との協議はこのクリーンテックが排出者に代わって行えるという。

見学ブースで説明を聴く

管理型最終処分場の視察後は、いわきに移動。スパリゾートハワイアンズの隣にあるホテル浜とくで、温泉に入った後は懇親会。宴会は、品行方正な方々のもう一つの面を知ることができる貴重な機会となり、夜が更けるのを忘れて楽しんだ。

翌土曜日は、いわき・ら・ら・ミュウに行き、東日本大震災の展示を見学。いわきでも地震後一時間ほどして 8m を超える津波が押し寄せ大惨事となった。このモールの一階も水没したが、ボランティアの協力もあり、その年の 11 月には営業再開にこぎつけられたという。アクアマリンふくしまに入らず遊覧船にも乗らず、昼食の海鮮 BBQ に集中。灼熱だったが、とてもおいしくいただいた。

16 時 35 分に予定どおり立川に到着し、2 日間の日程を無事終了。次回もお楽しみに。

（特別執筆　専務理事　木村 尊彦）

平成２８年度

医療廃棄物合同懇談会

～東京都・神奈川県・静岡県の産業廃棄物協会が集い意見交換～

平成 28 年 9 月 16 日㈮ 13 時 30 分～ 17 時、静岡市産学交流センター７Ｆ大会議室において、東京都、神奈川県、静岡県産業廃棄物協会の各医療廃棄物部会／委員会、並びに静岡県医師協同組合が集まり、今回で 3 度目となる医療廃棄物合同懇談会を行った。各協会における医療系廃棄物の状況、取組み、問題等の情報交換や意見交換、なおいっそうの協力体制を敷くことを目的とした。

懇談会会場

開会は静岡県産業廃棄物協会の鈴木会長よりご挨拶を頂いた。「静岡では災害廃棄物の策定作業を始めており、また世界遺産である富士山に放置された廃棄物の撤去作業を行っている。他にダイコーの問題に絡み、食品廃棄物を扱う協会員から、誓約書の提出をしてもらうなど、一層の適正処理を進めている。」と述べた。司会進行は同協会、副会長・医療廃棄物部会西部支部長の新井氏。

各協会の活動紹介

静岡県協会（岩間副会長・部会長）

○静岡県医療廃棄物適正処理協力会は、静岡県医師会が委託する静岡県医師協同組合を通じて各医療機関から排出される医療廃棄物の適正処理を行っている。

○静岡県医師協同組合が静岡県医療廃棄物適正処理協力会に属する収集運搬業者、並びに処分業者に対して年２回の立ち入り調査を行っている。

○公共の病院や病床数の多い病院は入札制度であり、不当とも言える価格競争がある。その為に優良な業者が落札できず、安価な業者に流れてしまう。排出事業者への啓発活動を行っていかないと、適正な価格での処理ができない。

○家畜伝染病に係わる防疫処置、及び運搬協定の締結を行っている。

東京都協会（五十嵐委員長）

○平成 28 年 11 月 18 日㈮に開催する「第２回　医療廃棄物排出事業者向けセミナー」の紹介。本セミナーは医療機関等において医療廃棄物処理の実務担当者を対象に開催する。排出事業者責任を問われた事例（判例等）についての解説や、処理業者選定の方法、医療廃棄物の分別方法やＷＤＳについて説明する。今回は質疑応答時間に余裕を持たせ、排出事業者の抱える問題解決と疑問の解消に重点をおいた。

神奈川県協会（伊丹部会長）

○神奈川では医療機関向けに「医療廃棄物を取扱うための安全ピン」を発行し啓発活動を行っている。

○今年で５年目となるが、年２回排出事業者向けセミナーを開催している。本年度の第１回目は 76 の医療機関が集まり講演会を行った。また、第２回目は排出事業者からの要望により、実際の処理施設の見学と講演会を開催する予定だ。

○神奈川県医師会と神奈川県医療廃棄物部会で水銀回収の共同事業を行った。水銀血圧計 3,789 本、水銀体温計 4,807 本、金属水銀 5,215 ｇを回収した。事業規模は 1,300 万円超であった。

○今回「３都市共同宣言」の案を作成したので、後でご紹介したい。

情　報　交　換

静岡県医師協同組合　望月事務長と藤波係長による講演が行われた。

1. 静岡県医師会電子マニフェスト管理システム　（望月氏）

（ア）静岡県では静岡県医師会と静岡県医師協同組合と静岡県医療廃棄物適正処理協力会（収集運搬業者 28 社・中間処理業者 11 社）が密接で良好な関係を保っている。

（イ）過去に医療廃棄物の不法投棄事件があった。「感染性産業廃棄物」を「廃プラスチック類」として他県に持ち込みしようとした業者が摘発された。

（ウ）感染性廃棄物用ポリ容器に運用費が含まれており、通常よりも高い価格で容器を販売している。

（エ）ホームページ上で産廃業者の現地確認の報告書を記載している。

（オ）平成 27 年度の時点で医療機関の電子マニフェスト登録件数は 42,000 件を超え、利用率は 76.2％である。

2. 廃棄物処理法に基づく廃棄物適正処理の促進と事務処理の効率化のために　（藤波氏）

（ア）静岡県医師会電子マニフェスト管理システムを利用の医療機関は、静岡県医師協同組合が実施した実地確認

を当該ホームページで確認すれば、実地確認をしたこととみなされる。
（イ）排出事業者へ優良業者選択のための基本チェックシートの配布。
（ウ）実地確認の際、収集運搬業者と中間処理業者のチェックシートを確立し、各処理業者の訪問調査票をホームページに掲示している。

3. 静岡県水銀血圧計・水銀体温計の回収事業　（望月氏）

（ア）静岡県医師協同組合は、静岡県医師会と行政が協力し、水銀回収事業を行った。参加医療機関数 1,455 件（静岡県医師会会員の約 70％医療機関に相当。回収量は水銀血圧計 6,653 台・水銀体温計 12,590 本・金属水銀 23,939 g）

4. 静岡県医師会水銀回収事業に対するメディアの反応　（望月氏）

（ア）本事業が開始される前に静岡新聞で大々的に取り上げられ、同新聞社説欄においても、「脱水銀社会」を目的とした静岡県医師会のモデル事業は“今なお苦しむ水俣病患者への医師らの思いが背景にあった”と称賛された。
（イ）本事業の結果は朝日新聞に掲載され、モデル事業としての成功を称えた。

意　見　交　換

1. 医療機関とのコミュニケーション

越智（静）、医療廃棄物に関する適正処理、分別、容器、処理費等について医療機関との意見交換を行ってきた。

新井（東）、個々の医院が電子マニフェストシステムに利用登録する際に困ったことは何か？また、医師会に加入していない先生方はどうするのか？

望月（静・医師協）、東京の場合は電子マニフェストの利用料が高すぎる。また過去のＩＣタグについてはユーザーの使い勝手が悪い。現在のバーコードについても、バーコードリーダーが必要となるし、そこまでしなくて良いのではないか？エコテクル方式で十分と考えるが、それには医師との信頼関係を築くことが重要だ。静岡県の電子マニフェスト加入率の高さはズバリ加入料が当時無料だったことだ。「今だったら“ただ”だから加入した方が良い、どうせ“ただ”だから登録だけした方が良い」と提案し郡医師会の協力の下、全員に加入して頂いた。また、力のある先生が協力してくださったことも大きい。静岡県では、開業医で医師会に入っていない先生を見つける方が難しい。

伊丹（神）、医療機関との関係強化を模索している。業者が医療機関に話をしても単にビジネスと捉えられてしまい、なかなか話を聞いてもらえない。東京都医師会と地区医師会の関係がトップダウンではない為、一筋縄にいかないところがある。

岩澤（神）、「3 都市共同宣言」について各協会で 1 ～ 2 名の編集委員を募って発信したい。今回お渡しした資料は神奈川県産業廃棄物協会が発行する「建築廃棄物の適正処理についてのお願い」をもとに案を作成した。この「建廃適正処理のお願い」を配布して、排出事業者が支払う 1 立米あたりの処理費用を底上げできた実績がある。

五十嵐（東）、持ち帰って検討する。この提案は重要であり適正処理を行う上で、コストに見合う処理単価の底上げに関して必要である。

新井（東）、前に進めるべきだ。容器、その他についても内容にいれたい。

金原（神）、是非、積極的に進めたい。

岩間（静）、意義が有り、全国産業廃棄物連合会も加わって前に進めるべきだ。

2. 実地確認に係わる取組みについて

五十嵐（東）、ＣｏＣｏ壱番屋・ダイコー事件に関連し、排出事業者が実地確認をする基準を設け、法的強制力を持たせるべきだ。

岩間（静）、食品リサイクル業と廃棄物処理業はそもそも異なる業種だ。食品リサイクルは農林水産省の管轄であり、環境省の管轄ではないと考える。産業廃棄物業界のイメージの悪化に繋がったことは、甚だ遺憾である。

古敷谷（神）、ダイコー事件の直後に行政から「おたく大丈夫か？」という連絡があったが、「いつでも見に来てください」と返答した。

3. 時事的話題への対応について

岩澤（神）、産業廃棄物処理業がサービス業であることに違和感がある。

鈴木（静）、感染性廃棄物の禁忌品混入による事故がある。我々は蓋を開けることができないが、どう確認しているのか？

岩澤（神）、炉を止めて排出事業者を特定し、文書で注意、警告を行った。

鈴木（静）、Ｘ線での内容物検査を行っているか？

処分業者一同、Ｘ線検査は行っていない。行ったとしても限界がある。

伊丹（神）、排出事業者とのコミュニケーションを通じて、指導を徹底する。また、処分業者が収集運搬業者に対して勉強会を開くべきだと思うがいかがか？

岩澤（神）、排出事業者はＷＤＳ（廃棄物データシート）の記載提出義務を知らないことが多い。

伊丹（神）、ＷＤＳについては、“医療行為に伴って廃棄される物”との記載方法しか現状無い。

望月（静・医師協）、保健所が排出事業者への立ち入り検査の際、電子マニフェストを利用していると検査がスムースだが、紙マニフェストの利用だとチェックが厳しい傾向にある。医師協のホームページ上に医療廃棄物の分別に関する記載がある。また、医師協では感染性廃棄物の廃棄荷姿について密閉式ポリ容器以外の販売をしていない。ダンボールは一切販売していない。

伊藤（東）、静岡県の取組みは成功している。いろいろと情報を教えて欲しい。

望月（静・医師協）、静岡県医師会会員の先生方が某業者による不法投棄に巻き込まれた。このことが、産業廃棄物について真剣に考えるきっかけとなった。功績により誰もが叙勲対象と思っていた先生がこの不法投棄事件に巻き込まれる結果となり、書類送検され叙勲対象から外された経緯がある。また、この不法投棄事件により罰金刑として最低でも 30 万円を、関与した先生方が支払った経緯もあり、「適正な価格を支払って優良な業者に委託しよう」となった。

総　括

先んじて東京都産業廃棄物協会の専務理事である、木村氏の自己紹介。

続いて五十嵐委員長（東）、による総括。「官民だけでは無く、医師会との協力関係を強化する必要がある。神奈川県の「3 都市共同宣言」について、当協会としては押していく考えだ。当協会から専属のスタッフを選任する。」(懇談会後、伊藤・医療廃棄物委員会副委員長／千明・同副委員長／杉本・同委員が即時選任された。)「この懇談会は今後も続けていくべきと思うがどうか？次回は東京だ！」

一同、「異議なし！」

懇　親　会

その後、静岡市内の料亭に場所を移し、懇親会が盛大に開催された。静岡県が誇る山海の美味のフルコースと岩間静岡県産業廃棄物協会副会長個人より、地元の銘酒、「長い木の橋」（純米吟醸）、「臥龍梅」（純米大吟醸）、とお勧めの鹿児島焼酎「山有」（こだわりの希少酒）が振る舞われた。

本合同懇談会は、医療系産業廃棄物業界の礎として、持続可能な社会に寄与し、業界発展の為に弛まぬ努力を重ねる決意を新たにした。

（㈱日本シルバー　杉本 大輔 記）

本懇談会出席者は以下の通り（敬称略・懇談会出席者表記載通り）

（一社）東京都産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会

五十嵐和代	㈱五十嵐商会（医療廃棄物委員会　委員長）
伊藤　彰	ムゲンシステム㈱（同　副委員長）
千明賢人	㈱メッドトラスト東京（同　副委員長）
新井秀明	㈱日本シューター（同　委員）
鈴木知巳	コスモ理研㈱（同　委員）
中谷義幸	相田化学工業㈱（同　委員）
杉本大輔	㈱日本シルバー（同　委員）
阿部裕之	㈱クレハ環境（同　委員）
緒方照久	㈱シンシア（同　委員）
木村尊彦	（一社）東京都産業廃棄物協会（専務理事）
佐伯初美	（同　事務局）

（公社）神奈川県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

古敷谷裕二	㈱リフレックス（神奈川県産業廃棄物協会　会長）
伊丹重貴	㈱トキワ薬品化工（医療廃棄物部会　会長）
橋本大作	メディカルサービス神奈川㈱（同　部会員）
岩澤敏治	㈱メディカルパワー（同　部会員）
川崎正美	ＪＦＥ環境㈱（同　部会員）
石川浩章	㈱シンシア（同　部会員）
金原暁治	日本メディカル・ウェイスト・マネジメント㈱(同　部会員）

（公社）静岡県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

鈴木洋佑	㈱太洋サービス（静岡県産業廃棄物協会　会長）
岩間雄一	丸徳商事 (有) （同　副会長・医療廃棄物部会　部会長）
新井康久	東名興産㈱（同　副会長・西部支部長）
森　勝彦	㈱静岡資源（中部支部長・災害対策委員長）
長谷川広亘	㈱アスク長谷川（志太榛原支部長）
加藤　修	庵原興産㈲（医療廃棄物部会　部会員）
深澤章浩	庵原興産㈲（同　部会員）
岡村知洋	オーツ―ビジネス㈲（同　部会員）
関根京子	オーツ―ビジネス㈲（同　部会員）
村田理一	㈲環保（同　部会員）
芹澤則夫	㈱クリーンタウン（同　部会員）
平出幸太郎	㈱ケー・ティーサービス（同　部会員）
本多ひろみ	㈱ケー・ティーサービス（同　部会員）
佐藤元宏	サトー建材㈱（同　部会員）
佐藤宏美	さとう産業㈱（同　部会員）
鈴木啓嗣	㈱太洋サービス（同　部会員）
佐野龍彦	㈱太洋社（同　部会員）
高森純弥	高森商事㈱（同　部会員）
三浦　勉	中遠環境保全㈱（同　部会員）
木下英夫	日徳産業㈲（同　部会員）
良知義久	日本産業廃棄物処理㈱
越智雅彦	㈱ミダック（同　部会員）
住友完企	㈱ミダック（同　部会員）
宗野英之	㈲メディカルウエスト東海（同　部会員）
鈴木秀平	㈱リサイクルクリーン　（同　部会員）
瀬崎秀五	（公社）静岡県産業廃棄物協会（事務局）

オブザーバー

望月　均	静岡県医師協同組合　（事務長）
藤波康貴	静岡県医師協同組合　（係長）

電子マニフェスト操作体験セミナー

東京都産業廃棄物協会は、平成 28 年 9 月 15 日㈭ 14 時より、Win スクール新宿本校大教室（新宿区西新宿）において、『**電子マニフェスト操作体験セミナー**』を実施した。電子マニフェストの導入を検討している企業、または既に導入している企業の実務担当者を対象に、昨年度に引き続き、（公社）日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得て開催された。今年度は、6 月 29 日㈬に引き続き 2 回目の開催である。

電子マニフェストシステム（JWNET）のデモシステムを利用し、講師の佐藤明子氏（情報処理センター業務推進部主任）が、実際にパソコンを操作しながら、電子マニフェストの登録から処分完了報告まで、一連の操作方法を説明した。

参加者は、セミナー用に用意された ID とパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験した。参加人数は 14 名であった。

当協会では、本年度最後の操作体験セミナーを 10 月 27 日㈭にも同じ内容で開催するほか、電子マニフェストの仕組み・導入方法等について説明する『**電子マニフェスト導入実務研修会**』を 10 月 12 日㈬に、また、11 月 18 日㈮と 12 月 16 日㈮には実務研修会と、面談形式で相談員が答える『**電子マニフェスト個別導入相談会**』をあわせて実施する。詳細については日本産業廃棄物処理振興センター HP をご確認ください。

☞ **http://www.jwnet.or.jp**

会員企業の皆様のご参加をお待ちしています。

（事務局　木島　繭子）

講師の佐藤明子氏

パソコンを操作しながら受講

質問には個別に対応

全国労働衛生週間
「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」について

10 月 1 日から 7 日は、全国労働衛生週間でした。皆様の会社での労働衛生管理活動は、如何でしたでしょうか。ほぼひと月遅れとなりましたが、今年の全国労働衛生週間の実施要綱等をご紹介いたしますので、この週間に留まらず、必要な労働衛生活動を継続的に行っていただきたいと考えます。

今年で第 67 回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。今年のスローガンは表題のとおりであり、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、各事業場が実施者となるものです。

今年は特に、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、リスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策の推進という、改正労働安全衛生法（平成 26 年 6 月公布）の確実な履行が必要となっています。また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められています。

各事業場において実施する事項としては、事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、スローガン等の掲示、優良職場や功績者等の表彰、事故や災害を想定した実地訓練、講習会等の開催などがあります。

日常の労働衛生活動の総点検事項としては、2 段上（今年は特に・・・）に記載した事項に加えて、腰痛予防対策（作業標準の策定等）、薬品等による薬傷・やけど等の防止（保護具着用の徹底等）、作業環境管理の推進（局所排気装置、照度の点検等）、健康管理（健康診断の適切な実施等）、労働衛生教育（雇入時教育、衛生管理者となる者に対する能力向上教育等）などがあります。

また、作業の特性に応じた事項として、粉じん障害防止対策、熱中症予防、騒音・振動障害防止対策、VDT 作業における労働衛生管理、石綿障害予防対策、酸素欠乏症の防止の徹底に取り組まれる必要があります。

なお、全国産業廃棄物連合会及び当協会では、産業廃棄物処理業での労働災害が多いことから、このほど、労働災害防止計画を作成することになりました。当協会では、9 ～ 10 月に各事業者の安全衛生事業の実績をアンケート調査し、11 月に 29 年度労働災害防止計画（案）を作成し、12 月に同計画を全産廃連に提出する予定です。計画は作るだけでなくそれに盛り込んだ対策や事業を各事業場で実施していただくことが重要ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（専務理事　木村　尊彦）

合宿集中討議　今年も敢行

平成 28 年 9 月 20 日㈫から 21 日㈬にかけ、恒例となった法制度検討委員会（篠原委員長）合宿集中討議が行なわれた。宿泊形式の討議は今回で 5 回目だ。

場所は、例年同様、一般財団法人 ホテルアジア会館だ。港区赤坂 8 丁目、都心の中の都心にある。台風 16 号が接近中であったため、外は終日激しい雨模様であった。

白熱の討議風景

例年の集中討議は、次年度の検討テーマ選定を目的に実施しているが、今回は、「東産協版 Q&A」の最終確定作業である。マニフェストに関する基本的な考え方や記入等に係る Q&A は、環境省通知や行政・関係団体のものが沢山あるものの、その Q&A は、A が作りやすい Q になっている傾向も否めない。しかし、現場では実際に業務を進める際、判断に苦慮する事例が多々ある。このため、東京都産業廃棄物協会独自の Q&A 集を作成することになった。では何故､「東産協版」なのか。その特徴は、当協会専任相談員が実際に排出事業者や処理業者等から受けた、実際に現場で困っている相談事例をできるだけ多く取り込み、「現場の苦慮」を極力反映させたことにある。換言すれば、関係法令解説型の Q&A ではなく、排出事業者・処理業者双方、コンプライアンスを前提としながらも、「ここまではいいでしょう。ここまでは許されるでしょう。」といったスタンスで検討していることだ。

当委員会では、この 4 月から、二ヶ月に一回の割合で、それぞれ 3 時間程度をかけながら作業を進めてきたが、現場で実際に苦慮する事例にできるだけ忠実に回答するスタンスが、結果として、多くの時間を費やすことになってしまった。今後、行政や関係団体等への提言を経て公にしていくことになる。

参加者は、委員 10 名のうち 8 名。オブザーバーは弁護士の芝田麻里氏。これに専務理事と事務局長、担当の木島さんが参加した。

まず、スケジュールであるが第一日目 13 時現地集合、13 時 15 分から、これまで検討してきた約 50 問と当日各委員が持ち寄った建設廃棄物や医療廃棄物、中間処理や特別管理産業廃棄物に関する 16 問について、途中休憩を挟みながら 21 時までの討議だ。翌日は、朝食後、前日の積み残しについて、9 時から 11 時 30 分まで鋭意検討を重ねた。

Q&A 集の構成は、冒頭のマニフェストに係る全体像と本編の「よくある質問（FAQ）」とからなっている。A の基本的なスタイルは、Q に対して、まず、YES か NO を明示し、その後に、YES か NO かの解説を加えている。

以下、筆者の脳みそ程度でも何とかついていける Q をいくつか紹介する。

①『当社は、ショッピングセンター等の建設工事現場において、入居予定の各テナントが行う内装工事から排出される廃棄物について収集運搬を行っている者です。現在、このような工事から排出される廃棄物については、各内装工事会社と廃棄物処理委託契約を締結し、各内装工事会社からマニフェストの発行を受けているのですが、○×ビルには 600 店のテナントが入居することとなっており、当社は 600 店の内装工事業者と廃棄物処理委託契約を締結したので、マニフェストも 600 社分あることになるのです。しかし、これは非常に煩雑なので、ビル管理会社が入居しているテナントのマニフェストを発行できるのと同様に、工事管理会社にマニフェストを発行してもらいたいと思っていますが、これは可能なのでしょうか』この Q を最初読んだ時、何のことかよくわからなかった。答えは、YES か NO か。面倒くさいことは避けたほうがよい。答えは YES だ。②『当社はビルの清掃業務を行っています。この度、新しくビルの清掃を請け負った管理会社から、各テナントから出る廃棄物についても管理を行うように言われました。すなわち、各テナントから出る廃棄物についても取りまとめ、マニフェストの発行、交付を行うように言われています。これは可能なのでしょうか。当社が清掃を請け負うビルの各テナントから出る廃棄物の処理責任者は誰なのでしょうか。』これは、たぶん YES だろう。③『逆有償かどうかが問題となる場合にマニフェストの発行は必要か。』この答えは、廃棄物の取引に係る「逆有償」の概念がよくわかっていないと答えは書きづらい。回答するに当たっては、「排出事業者が、廃棄物を廃棄物として処理する費用を払うのではなく、別な名目で処理費用を払っている場合」も考慮したものになるかもしれない。④『当社（B 社）は取引先（A 社）から廃プラを引き取り、有償で売却していますが、売却価格より運搬費用の方が上回ってしまっている状態です。このような場合、廃プラは産廃となるのでしょうか。それとも有償売却の対象となるものとして「有価物」として扱うべきなのでしょうか。その場合、マニフェストの利用についてはどのように考えればよいでしょうか。』これは簡単だ。「総合判断説」を頼りに、答えは YES のケースと NO のケースが考えられる。⑤『返送されたマニフェストに虚偽記載があったことが後日判明した。この場合でも排出事業者は措置命令（法第 19 条の 5）の対象になるか？』これも簡単だ。小学校の時に習った。「うそはついてはいけない」と。措置命令の対象になる。（実際の回答は、わかりやすく、懇切丁寧に書いてあります。この Q&A が日の目をみたときには、これまでの知識・考えを整理するために、是非、ご一読ください。）

最後に、当協会の委員会活動等についてであるが、各委員長をはじめ委員の皆様は、自社での業務推進に多忙にも関わらず、当協会組織活動を精力的に進めていただいている。

事務局としても、期待に沿うよう、委員会活動等を支えていかなければならない。

法制度検討委員会の委員長及び委員の皆様、二日間に及ぶ長丁場、大変ご苦労様でした。

特に、芝田先生には、日々ご多忙の中、法律の専門家としての立場から、毎回の委員会・今回の集中討議にご参加いただき、貴重なアドバイスをいただいたことに心より感謝いたします。

（事務局長　横手 浩次）

関東地域協議会女性部会 第１回勉強会

「気づかないでは済まされない！産廃の落とし穴」～行政処分の事例から学ぶ～

記念撮影

平成 28 年 9 月 15 日㈭、「気づかないでは済まされない！産廃の落とし穴～行政処分の事例から学ぶ～」をテーマに東京都産業廃棄物協会木村尊彦専務理事、芝田稔秋法律事務所芝田麻里弁護士を講師としてお招きし、関東地域協議会女性部会第 1 回目の勉強会が開催されました。

木村尊彦専務理事による第 1 部は、まずご自身の経歴を当時のエピソードを交えながらお話されました。大学を卒業後、東京都環境局（当時の公害局）に入局されてから本日に至るまで、殆ど廃棄物の仕事に携わってこられたということで、当協会女性部・二木部長の開会の辞での言葉通り、「本が出版できるほどのお話が聞ける」と聴講者たちの期待が高まりました。

その後、事前アンケート（廃棄物処理法や廃棄物全般に関し、日頃から疑問に思っていること、要望など）に基づき、Q&A 方式で講義されました。

その中で、「Q. 行政処分の指針にある「適正な対価」は、各社処理方法が異なる中どのように判断するのか？に対し、A. 行政処分の指針 : 市場の半値以下。排出者が料金の合理性を示せないとき。東京都が委託する産業廃棄物の処理契約での、公表されている契約額をみると、落札額、二番札の額から最も高い入札額まで知ることができる。それによると、指針の半値という線引きは実態的。」というお話がありました。これにより自社の対価が適正であるか確認できるので、とても参考になったと思います。

最後、まとめのお話の中で、優良な処理業者とは…「処理に関する法的、技術的専門性を有し、財務的安定性を有する。また排出事業者に処理料金の説得ある説明ができる。リスク回避上必要なことは率先して実行する」とありました。弊社では月 1 回遵法会議を実施しておりますが、今後も法令遵守、顧客満足を旨としていくことが重要だと改めて思いました。

芝田 弁護士

木村 専務理事

第 2 部は、芝田麻里弁護士による「行政処分と行政指導」についての講義。こちらも二つの事例を挙げたとてもわかりやすい内容でした。

行政指導とは…行政機関による、指導・勧告・助言その他の行為であって処分に該当しないもの。行政指導のルールのひとつに「行政指導はその趣旨、内容並びに責任者を明確に示して行わなければならない。」というルール（行政手続法 35 条）があります。

ちょっとした質問に対する回答も行政指導に該当するそうです。「ちょっとした質問」に対する回答の場合、必ずしも責任者を明示しなければ直ちに違法になるわけではありませんが、質問者から責任者を問われた際には、行政は、責任者を明示する義務があることになるとのことです。この「ちょっとした質問」であれば、私自身もこれまで何度か経験がありますが、今後、気になる問題の場合には、責任者を確認しておこうと思います。

次に行政処分について…行政処分の種類は、改善命令・業務停止処分・許可取消処分・措置命令があるということでした。事例に鑑みると行政処分を受けてしまう原因として、廃棄物処理法の知識が乏しく、廃棄物処理法を正しく理解していない、ということが考えられるとのことです。「廃棄物」に該当するかどうかは、総合判断説（①物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断するという考え方）によって判断されるとのことですが、総合判断説を具体的事例にあてはめて正確に判断するのは非常に困難なことがあるので、事業者としては、迷ったら行政に相談する、専門家に相談する、という姿勢が重要とのことです。「廃棄物」かどうかの判断を誤った結果、廃棄物処理法違反で実際に有罪判決を受け、廃棄物の撤去に 8 億円程度を要するため、倒産した会社もあるとのことでした。廃棄物処理法違反の行為を役員ではない従業員が業務に関して行った場合であっても、その従業員のみならず会社も両罰規定によって処罰を受けることがあるということを、聴講者全員が再認識し、身の引き締まる思いだったと思います。

最後に、埼玉県環境産業振興協会・栃原女性部会長が閉会の辞で仰った『1 都 3 県（東京・千葉・埼玉・群馬）の関東地域協議会女性部会を拡大していきたい』という希望の為にも、今後も様々な活動に一丸となって貢献して行けたらと思います。

（東京エコリサイクル㈱
橋本 由美子 記）

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成 28 年 9 月 8 日㈭ 15 時より 7 名の委員によって開催した。議題は、① 11 月 1 日㈫開催の安全衛生研修会について、②労働災害防止計画の作成について、③平成 28 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推薦についてである。

まず、事務局より、11 月 1 日開催の安全衛生研修会について、講師確保についての説明、開催案内を国内処理施設見学会の案内と同封発送する旨の報告があった。

次に、労働災害防止計画の作成について検討し、作成手順の確認を行った。「安全衛生活動の現状調査票」は 9 月号機関誌に同封発送して調査を実施し、集計をもとに計画の作成を進めていくこととなった。

最後に、平成 28 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推薦について検討し、案内を協会 HP に掲載して募集を図ることが決定した。

なお、次回委員会は 11 月 1 日㈫研修会終了後に開催を予定とすることで終了した。

収集運搬委員会（加藤委員長）・中間処理委員会（碩委員長）合同委員会

平成 28 年 9 月 16 日㈮ 15 時より、両委員合わせて 17 名によって開催した。

まず、各委員会の取組み状況等について意見交換を行なった。

その後、事務局より、昨年 5 月、排出事業者向けに配布した異物混入防止のリーフレットの効果測定も含め、本年 7 月、活用状況等に係るアンケート調査の結果報告があった。

リーフレットの配布効果については、回答企業の約 70% が効果があったとしており、また、委託基準の遵守等、排出事業者責任を周知徹底するためには、東京都と連名のほうがさらに効果的だとする回答が 95% を超えた。

また、アンケートの自由記述や出席委員からは、情報量が多いとか、もう少し図や写真を多くしたほうがよい、などの意見があった。

今後の対応としては、排出事業者の適正排出に対する意識向上に向け、引き続き、両委員会が連携を密にして、情報共有しながら取り組んでいくことが重要との認識が確認された。

次回は、中間処理委員会が 11 月 29 日㈫、収集運搬委員会が 12 月 6 日㈫、いずれも 15 時より開催される。

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成 28 年 9 月 23 日㈮ 10 時より協会会議室にて、10 名の委員により開催した。

はじめに、10 月 27 日㈭開催の施設見学会について、行程及び内容の確認と、参加申込状況の中間報告が行われた。

次に、「建設汚泥分科会」立上げの件について、メンバー選出・会合の開催等について準備を進めていることが報告された。

続いて、分科会等の報告として、建設混合廃棄物分科会（伊藤分科会長）から、建設廃棄物の適正処理推進に関連して「建設系廃棄物の企業環境リスク防止の手引」の原案がまとまり、今後、関係諸団体と調整を行う旨報告された。

次回は、平成 28 年 10 月 27 日㈭施設見学会開催時を予定している。

東京都産業廃棄物協会

「平成 28 年熊本地震 義援金募金」熊本県東京事務所長に目録を贈呈

平成 28 年 9 月 28 日㈬、都道府県会館 10 階の熊本県東京事務所（千代田区平河町）において、当協会の高橋会長より、「平成 28 年熊本地震　義援金募金」目録が、渡邉純一・熊本県東京事務所長に手渡されました。

会員の皆さまと協会事務局からの義援金をあわせ、150 万円となりました。ご協力いただき、ありがとうございました。

（取材　塩沢 美樹）

左から木村専務理事、渡邉所長、高橋会長、乙顔副会長、赤石副会長

訃　報

森　雅宜（まさよし）氏（当協会元理事・㈱ハチオウ前社長）が 9 月 23 日、逝去されました（80 歳）。謹んで哀悼の意を表します。

かんたくん

比留間運送 株式会社
廃棄物の完全リサイクル「人工軽量土壌」

http://www.eco-hiruma.co.jp　携帯・PHS OK　0120－5383－50（ごみやさん　ゴ～）

比留間運送㈱（本社：東京都武蔵村山市）は、昭和 28 年に創業し、本年 10 月 1 日に 64 年目を迎えました。多摩地域を中心に 5 つの拠点で中間処理施設、積替え保管施設などを運営し、産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分業を行っています。

「リサイクル」がまだ社会に浸透していなかった昭和 50 年代初めに、家庭から出るビン・缶のリサイクルセンターを開設し、以来、あらゆるごみを素材や製品に生まれ変わらせてきました。同社が長年培ってきたノウハウの集大成ともいうべき施設が、平成 13 年に竣工した入間工場です。同工場では、屋上緑化などに使用される「人工軽量土壌」を 100%廃棄物から製造しています。

今回は、社長の比留間久仁男氏、取締役副社長の比留間宏明氏のお二人に、伊奈平工場と入間工場をご案内いただきました。　（取材　塩沢 美樹）

◆人工軽量土壌について教えてください。

建築現場より排出される軽量気泡コンクリート（ALC）を破砕処理したものと、伐採樹木チップ・食品系廃棄物（動植物性残さ）を堆肥化したものを混合した、完全リサイクル土壌です。植栽に必要な栄養分を豊富に含み、3mm ～ 20mm まで様々な粒径の ALC を配合することにより、自然土壌に比べ、重量が約半分と非常に軽量なうえ、雑草が生えにくいという特徴があります。また、製造から輸送まで徹底したコスト管理により、安価でのご提供に成功しました。

近年問題となっている都市部のヒートアイランド対策として屋上緑化が注目されていますが、荷重制限とコストの問題があります。当社の人工軽量土壌は、その両面をクリアする製品として高い評価をいただいており、官公庁や大学をはじめ、東京駅・東京ドームシティの庭園、歌舞伎座の屋上緑化、大型ショッピングモールの庭園・屋上緑化など、顧客の幅が広がり続けています。

会 社 概 要

❖創　　業　昭和 28 年	❖代 表 者　代表取締役 比留間 久仁男	❖資 本 金	11,800 万円
❖本　　社	東京都武蔵村山市中央 2 － 133 － 1		tel 042-565-1336
❖伊奈平工場	東京都武蔵村山市伊奈平 3 － 25 － 5		tel 042-560-8806
❖入 間 工 場	埼玉県入間市大字中神 764 － 16		tel 04-2934-7474
❖瑞穂積替保管施設	東京都西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田 237 － 1		tel 042-557-8480
❖あきる野積替保管施設	東京都あきる野市二宮 375 － 1		tel 042-518-7079

◆伊奈平工場・入間工場の両工場とも、受入れから出荷まで大変効率的な設備と、臭気がほとんどないことに驚きました。

入間工場では、建物屋上部分に搬入口があり、処理に従い下へと降りて行くようになっています。落差を利用することで省エネにもなっています。脱臭には活性炭を使用し、加えて当社独自に培養した EM 菌を利用して空気清浄を行っています。

伊奈平工場では、東京都の廃プラ類埋立ゼロ宣言に対応し、平成 23 年に風力・比重差・磁力を組み合わせて高精度の選別を 3 基導入しました。さらに振動篩・吸引選別・手選別など、徹底的な分別により、廃棄物の再資源化の可能性を追求し続けています。

また、本社の太陽光発電システムはもちろん、各工場における施設の屋根から雨水を回収し散水等に再利用するなど、省エネにも取組んでいます。

伊奈平工場にて　左から比留間社長、酒井専務取締役・工場長、比留間副社長

入間工場にて
中央は天沼工場長

◆設備やリサイクルに活かされている様々なアイデアは、どのように生まれるのでしょうか。

当社のマスコットキャラクター「かんたくん」は左手で頭を指しています。これは、「廃棄物処理には頭を使おう」という社長の理念を表しており、常々、社員にも伝えていることです。

人工軽量土壌については、社長の着想を実現するため、産学協働で研究開発し、販路の拡大など 10 年以上にわたり実績を積み上げてきました。

入間工場外観

◆今後についてお聞かせください。

当社の各施設は、埼玉県西部から東京都多摩西部地域に広がる、自然豊かな狭山丘陵に位置しています。周辺は、鎌倉時代発祥とされる狭山茶の産地でもあります。このすばらしい環境の保全に寄与することは、我々の使命と考えています。人と自然のもっとも理想的な関係を探すため、これからも頭を使って廃棄物処理を進化させていきます。

入間工場にて
発酵作業を見せていただきました

◆どうもありがとうございました。

【共催】東京都環境局、（公財）東京都環境公社

平成28年度　東京都優良産廃事業者限定

プレミアムセミナー

～産廃処理業界を牽引するトップグループの形成に向けて～

＜開催のお知らせ＞

本セミナーは、経営・経済等、各分野に精通した講師をお招きし、東京都優良性認定を取得した産業廃棄物処理事業者の皆さまの、今後の経営に役立つ最新情報や経営のヒントをお届けするためのセミナーです。

■開催日時　　平成２９年１月１３日（金）１３：００～１６：３０（予定）

■会　　場　　国際ファッションセンター３階 KFCHall
（〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目６番１号）
〇都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1 出入口に直結。
〇JR 中央･総武線「両国駅」東口より徒歩約６分。

■参 加 費　　無　料

■対 象 者　　**東京都の「産廃プロフェッショナル」又は「産廃エキスパート」を取得している認定事業者の経営者、管理監督者の方**
（本セミナーは任意参加のセミナーです）

■講演内容

	講　師	講演タイトル・テーマ
＜第一部＞	**勝間　和代　氏** 経済評論家	『これからの日本経済の行方』 ～日本経済の動向を身近な視点から解説～
＜第二部＞	**貴船　隆宣　氏** （株）船井総合研究所	『2017 年の廃棄物処理業経営と将来予測』
＜第三部＞	**古澤　康夫　氏** 東京都環境局	『持続可能な資源利用に向けた東京都の施策』
＜第四部＞	**意見交換会**	『トップランナー企業としての今後の更なる挑戦』

■申込方法　　東京都環境公社のホームページからお申込ください。

http://www.tokyokankyo.jp/　東京都環境公社　検索

※１事業者につき２名様までお申込いただけますが、満席になり次第募集を締め切ります。

■問合わせ　**(公財)東京都環境公社　優良性認定評価室 プレミアムセミナー担当**
TEL:03-3644-1381

身近なヒヤリ・ハット事例 Part102

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	信号待ちで発進しようとしたら、左ミラーの死角からバイクが出てきて、接触しそうになった。	発進する前に、左ミラーはもちろん、死角も目視で確認する。
2	一般道路で	交差点停車中	交差点で停車中、前車が急にバックしてきた為、接触しそうになった。	車間距離を空けて止まるようにする。
3	一般道路で	走行中	雨の日に、住宅街の細い路地で、傘をさして、まったく前を見ずに走行している自転車と接触しそうになった。	自転車がどのような動きをしてもいいように、速度を落とすか、通り過ぎるまで止まる。
4	一般道路で	走行中	強風時、前々車のトラックから積み荷が落ちた為、前車が急ブレーキ急ハンドルで交わして自車に当たりそうになった。	強風時は普段以上に何が起こるか分からないので、車間距離を空け、速度を落として走行する。
5	高速道路で	走行中	走行中、シートのゴムが切れてシートが剥がれそうになった。	日常点検、走行前の点検をしっかりと行う。
6	高速道路で	走行中	高速道路走行中、右側車線を走行している車が急に車線変更してきた為、接触しそうになった。	前車との車間を十分取り、隣車線を走行している車両の動きも十分注意して走行する。
7	高速道路で	走行中	右側車線が渋滞しており、左側車線がガラガラに空いている中を走行中、右側車線から自車の前に急に車線変更をしてきた車があり、追突しそうになった。	混んでいるほうの車線から車が急に車線変更をしてくることを想定して走行する。
8	現場で	バック時	現場にバックで進入する際、上に屋根があってぶつかりそうになった。	バックする時、後ろだけではなく上もしっかりと確認する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

新入会員紹介

品川開発 (株)

代表取締役　**大入康永**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん （石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔 廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る） 〕

産業廃棄物処分業　中間処理

破砕　〔 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 〕

切断　〔 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（石膏ボードに限る） 〕

圧縮・梱包　〔 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 〕

〒105-0012　東京都港区芝大門１－３－８

☎ ０３（５４２５）４６３２

一般財団法人 あんしん財団　北東京支局

支局長　**長堀 達也**

賛助会員　**特定保険業・災害防止事業・福利厚生事業**

〒160-0016　東京都新宿区信濃町３４番地　ＪＲ信濃町ビル５階

☎ ０３（５３６２）２３４１

協会の主な今後の日程

（平成 28 年 10 月 1 日現在）

月	日	曜日	行　事　予　定	備　考
10	4	火	一都三県建設混合廃棄物意見交換会　幹事会　１５：００～	協会会議室
	5	水	医療廃棄物委員会　１５：３０～	協会会議室
	12	水	全産廃連；　正副会長会議　１２：００～　／　理事会　１３：３０～	全産廃連会議室
			広報委員会　１０：００～	協会会議室
			青年部　幹事会　１２：００～　／　研修会　１５：００～	31Builedge 八重洲
			＜協会実施＞「電子マニフェスト導入実務研修会」　１４：００～１６：００	ｴｯｻﾑ本社ﾋﾞﾙ3階（神田須田町）
	13	木	女性部 「施設見学会」	北海道
	14	金	↓	
	15	土	↓	
	19	水	関東地域協議会；事務責任者会議　１５：００～	本協会会議室
	21	金	全産廃連；　正会員事業研修　１３：３０～	泉ガーデンコンファレンスセンター
	25	火	総務委員会　１４：００～／　常任理事会　１５：００～	協会会議室
	27	木	建設廃棄物委員会 「施設見学会・勉強会」	見学：㈱シタラ興産（埼玉県）
			＜協会実施＞「電子マニフェスト操作体験セミナー」　１４：００～１６：００	Ｗｉｎスクール新宿本校
	28	金	法制度検討委員会　１５：３０～	協会会議室
11	1	火	平成２８年度 第二回「安全衛生研修会」　１３：３０～	フォーラムミカサエコ（内神田）
			（安全衛生研修会 終了後） 安全衛生推進委員会	〃
	9	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～　／　第３１回理事会　１４：３０～	協会会議室
	10	木	全国産業廃棄物連合会青年部協議会 「第7回カンファレンス」 １４：１５～	岡山プラザホテル
	11	金	２８年度「国内処理施設見学研修会」	岡山県方面
	12	土	↓ 「e-Lady21 のつどい」（女性部）	
			↓ 「第１５回産業廃棄物と環境を考える全国大会」 於：ホテルｸﾞﾗﾝﾃﾞｨｱ岡山	
			↓	
	15	火	青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	17	木	女性部　幹事会　１３：３０～　／　勉強会　１５：００～	協会会議室
	18	金	＜協会実施＞「電子マニフェスト導入実務研修会」　１０：００～１２：００	ｴｯｻﾑ本社ﾋﾞﾙ3階（神田須田町）
			「電子マニフェスト個別導入相談会」　１４：００～１６：００	〃　1階
			医療廃棄物委員会 「第2回医療廃棄物排出事業者向けセミナー」 １３：３０～１７：００～	ｴｯｻﾑ本社ﾋﾞﾙ3階（神田須田町）
	22	火	協会役員と新入会員との懇談会　１１：００～　／　常任理事会　１３：３０～	協会会議室
	25	金	第５７回関東地域協議会　１２：００～会長会議　／１４：００～協議会	ホワイトイン高崎（群馬県）
	28	月	＜協会実施＞ 「第三回 産業廃棄物処理実務者研修会」 １０：００～１７：００	フォーラムミカサエコ（内神田）
	29	火	中間処理委員会　１５：００～	協会会議室

お魚を探せ！表紙写真クイズ

正解と解説

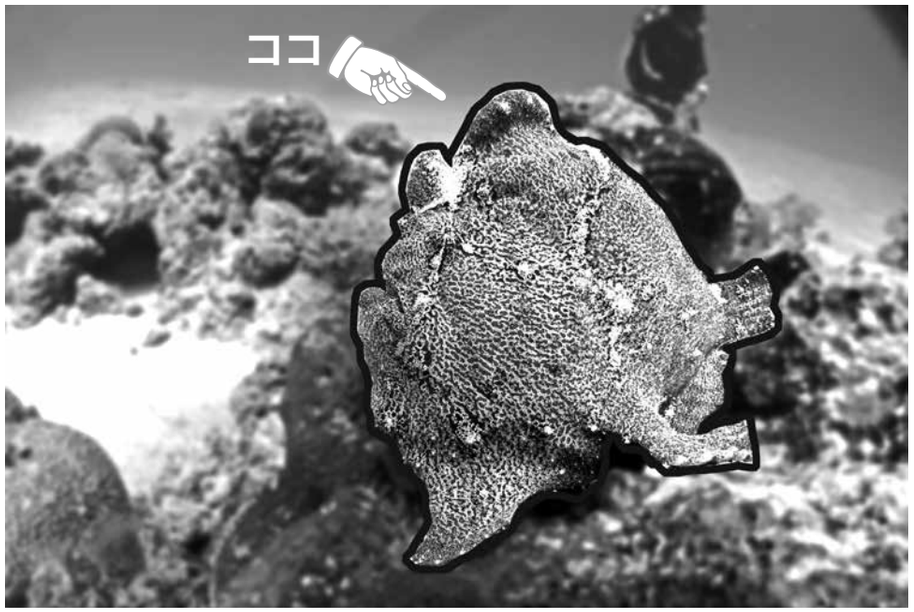

正解の生き物は・・・オオモンカエルアンコウ

●**第 313 号表紙の写真解説：** オオモンカエルアンコウ（蛙鮫鰓擬）
〔学名 :Antennarius commersoni 英名 :Giant Frog Fish（大きい蛙のような魚）〕
●**撮影者：**阿部 秀行 氏（協会専任相談員）
●**撮影地：**沖縄（座間味）水深：20m　●**体長：**30㎝
●**生息地：**相模湾以南の太平洋沿岸、インド・西太平洋域の水深 45 m以内の岩礁域
●**撮影者コメント：**緑色の海綿に擬態して緑色をしていますが、黄色の海綿では黄色っぽく体色が変わり、石に赤や茶色のような色がついているときは、赤や茶色の縞模様になります。オオモンカエルアンコウは、泳ぎが下手で胸鰭（ヒレ）を使って海底を歩き回ります。頭部に疑似餌を付けた突起を持っており、小魚等を捕食することから「釣り魚」とも言われています。

※第３１４号の表紙写真クイズの応募要領は次頁をご覧ください。

抽選で QUO カードが当る！

お魚を探せ！表紙写真クイズ

〔 最 終 回 〕

表紙写真の中に隠れている生物を探してください。

応募要領

■**募 集 期 間**　第３０９号（平成 28 年 5 月号）から
第３１４号（平成 28 年 10 月号）まで

■**賞品・当選者数**　QUO カード ¥1,000 円分・毎号 5 名

■**応 募 方 法**　① 該当月の表紙をコピーし、正解の生物の形がわかるように太線で囲んでください。（回答例参照）
② 会社名、会社住所、所属部署名、電話番号、氏名を明記の上、**郵送にて**下記へお送りください。

■**応募時のご注意**　＊ 当協会の正会員・賛助会員企業に所属する従業員のみご応募いただけます。（1 社につき何名でも応募可）
＊ ただし、ご応募は、毎号お一人につき 1 回とさせていただきます。

■**応募の締切日**　毎月第３水曜日必着
※第３１４号の締切は平成 28 年 11 月 16 日㈬ 必着

■**当選者の発表**　正解者の中から厳正な抽選の上、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
なお、正解は次号に掲載します。

回答例

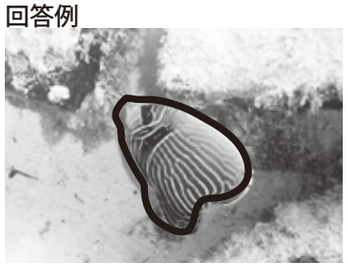

【郵送先】

〒 101-0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
事務局 広報委員会『表紙写真クイズ』担当 行

講師余談・古代史散歩

雄略は大悪天皇？有徳天皇？

雄略は暴力的な天皇？　稲荷山古墳出土鉄剣の銘文により実在が確実とされたワカタケル大王（倭王武）は、雄略という大変な実績のありそうな天皇諡号となっているが、古事記や日本書紀（あわせて記紀）の記事では評価がバラバラだといわれる。

古事記では、雄略の兄の安康天皇が妻の連れ子の目弱王（まよわおう）に暗殺されたとき、少年であった雄略は兄の黒日子に相談したが、態度が煮え切らない黒日子を切り殺してしまい、次いで兄の白日子に相談するが、やはり煮え切らないため穴を掘って埋め殺しにしてしまうなど、恐ろしい男なのだ。また、日本書紀では、天皇即位後も、吉野の狩場で狩りをし終えて、雄略が群臣に向かって自分たちで「なます」を作ろうと呼び掛けたとき、即座に返答をする者がいなかったのを怒り、すぐさま刀を抜き大津馬飼（おおつのうまかい）という者を斬り殺したという。これを聞き人々は民に至るまで震え上がり、やがて「大悪天皇」と呼んだともある。

雄略は徳のある天皇？　同じ日本書紀でも、まったく異なる評価がされている記事もある。雄略が葛城山で狩りを行ったとき、突然、背の高い人に出会ったが、その人は雄略と顔や姿がそっくりで、雄略の所作もそっくり真似たという。雄略は、その人物を神に違いないと思いつつ、あえて素性を尋ねたところ、その人物は自分が神であることを明かしたうえで、雄略の方から先に名乗れという。雄略が名を名乗ると、その人物は一言主神（ひとことぬしのかみ）であると答えた。一言主神と雄略は、共に日暮れまで狩りを楽しみ、狩りを終えて帰る雄略を一言主神は来目河（くめがわ）まで送ってきたという。このとき、人々は雄略のことを「有徳天皇」と称えたという。

この物語は、葛城の神である一言主神が雄略を鏡で映したように所作を繰り返すことで、葛城の一族が大王家と同等の権勢を有していたこと示す一方、狩りを終えた後葛城の神が雄略をわざわざ見送ることで、葛城の一族が雄略大王家に恭順したことをあらわしたものと解釈されている。真相はともかく、平和裏にヤマトの大豪族：葛城氏を従えた雄略を徳のある天皇と称える物語なのだ。

中国文献では強いリーダー　ところで、当時の中国の記録である『宋書』倭国伝をみると、倭王武（＝雄略天皇）は対外的には積極的な外交を行い、対内的には大王の権力強化を進めた力強いリーダーだったように見える。雄略は、半島北部に勢力を張り南下を図る高句麗を抑え、先進文物の入手ルートとなっているものの軍事力に劣る百済（くだら）を守るために、中国「宋王朝」から高句麗王と同格の「官爵」を強く求めた。事実、百済への軍事的支援を度々行い、見返りとして百済から先進文物や多数の渡来人を受け入れ、列島の文化の進展に寄与させている。

中央集権を推進？　倭の五王のうち、倭王珍（履中天または反正天皇）が438年の朝貢の際、自らの官爵のほかに、倭隋ら13人に将軍号を求めて認められ、また、451年の倭王済（允恭天皇）の朝貢の際には、倭王とは別に23人が軍・郡（将軍号と郡太守号）に任じられているが、これは、ヤマト王権が連合王権であり、大王家が抜きん出た力を有していなかったことを示している。珍や済の頃には王権内部の君臣関係を維持するには中国王朝の権威が必要であったため、臣下の将軍号を求めたと考えられるためだ。しかし、倭王武（雄略天皇）は、臣下の将軍号の除正を求めたりしていないという。これは、倭王武のときには王権が強化され、もはや中国王権の権威を必要としなくなったということを示している。東国の埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣や九州中部の熊本江田船山古墳出土の鉄刀の銘文からは、倭王武＝雄略による支配が当時の列島のほぼ全域に及んだことが証明されている。

中国王朝の支配体制からの離脱　さらに銘文からは、ワカタケルはただの大王ではなく治天下の王とみなされている。天下とは単なる日本の国＝ヤマト連合王権の支配が及ぶ範囲（えみし）を超えたものを意味している。東国の先の蝦夷の世界にも威を及ぼし、海を渡った半島にも兵団を送り百済や伽耶（かや）を助けているワカタケル（倭王武）は、そういう天下を治める偉大な王だというのだ。

その倭王武が中国宋の皇帝に差し出した有名な上表文の中で、高句麗王と同等の官爵が認められないなら臣下の礼をとって朝貢することはやめる趣旨を述べている。結局認められなかったため、その後朝貢はせず中国・宋王朝の支配体制（冊封体制といわれる）から離脱してしまう。雄略は、中国王朝の権威を借りずとも、王権を維持し、半島外交を継続することができる賢明な大王だったのだ。

現在、中国の圧力が高まる中で複雑化する東アジア情勢は、日本の外交を大変難しいものにしているようだが、5世紀後期の東アジア情勢はそれ以上に複雑であったかもしれない。その中で、外交方針を大きく転換する雄略の決断力は大したものだ。

有力豪族を没落に追い込む雄略　雄略大王は、王位の継承の際に、競争相手を次々と殺害してしまう大悪天皇といわれたが、兄の安康天皇を暗殺した目弱王（＝眉輪王）を追い詰めたとき、ヤマト王権を構成する大王家に次ぐ有力豪族：葛城氏を没落に追いやる。目弱王が葛城の円大臣（つぶらのおおおみ）の邸宅に逃げ込み、円大臣は目弱王の引き渡しを拒んだ。雄略は軍兵で取り囲み、娘と領地の一部を差し出すことで命乞いをする円大臣を許すことなく、邸宅に火を放って焼死させたのだ。

このため、当主を失った葛城の一族は一気に没落していくことになる。雄略大王は、葛城氏の血を引く市辺押磐皇子（いちべのおしはのおうじ）もだまし討ちにしているから、王位を継承するにあたって、王権の強化を図るために有力豪族葛城氏の影響力の排除を計画的に実行したと考えられる。凄い男だ。

5世紀代に葛城氏に並ぶほどの権勢を誇っていたのが、岡山から広島県東部を抑えた地方豪族の雄：吉備氏だ。吉備氏は、ヤマト連合王権の成立に出雲などとともに大きな貢献をし、その後も一貫して勢力を保持、5世紀代初めには墳丘長350㍍に及ぶ全国第4位の造山古墳（つくりやま）（岡山市）を築造している。5世紀中頃には全国第9位の作山古墳（つくりやま）（墳丘長286㍍、岡山県総社市）を築造し、その勢力は大王家も無視できなかった。なお、2つの巨大古墳の読みが“つくりやま”と同じなので、造山（ぞうざん）古墳、作山（さくざん）古墳と呼びならわされている。

この吉備氏の反乱伝承が雄略朝に集中している。これは、雄略大王が吉備氏の勢力を削ぐために計略を進めたことを示している。まず、西部の吉備氏＝下道（しもつみち）氏の下道臣前津屋（しもつみちのおみさきつや）が大王を呪詛したとして物部氏を差し向け、滅ぼしている。ついで、東部の吉備氏である上道臣田狭（かみつみちのおみたさ）の妻：稚姫（わかひめ）を雄略が略奪し妃にしたうえ、田狭を半島に遠避けたため、田狭が反乱を企てて失敗している。こうして吉備氏も衰退の道をたどる。

さらに、関東の有力豪族上毛野氏に対しては、北武蔵にヲワケ一族を配し牽制をおこなうなど、雄略大王はヤマト王権のなかで大王への権力集中を進めたのだ。

こうしてみると、雄略は決断力と実行力にあふれた大変な大王だったと言えよう。

（古川 芳久）

＊『ヤマト国家の成立―雄略朝と継体朝の政権』和田萃（2010年文英堂）
＊『封印された古代史の謎大全』瀧音能之（2016年青春出版社）

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

労働災害と欠格要件

～労働災害事件が発生した場合、欠格要件に該当するか～

その２

Q　私の会社は、産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業を営んでいる会社ですが、８月に、Ｘが、廃棄物保管場所内でフォークリフトをバックさせた際に、廃棄物保管場所の壁の陰から出てきた従業員Ａと接触し、Ａが入院１０日、通院（全治）６か月の負傷をしました。

会社として従業員に対して注意をするように指導してきたつもりなのですが、実は、４月と６月にも業務中の事故が発生しており、労働基準監督署よりこれ以上事故が続くようだと刑事告発もありうるとの指摘を受けました。

事故が相次いだことによって刑事告発されることがあるのでしょうか（**Q．1**）。また、労働事故により欠格要件に該当することがあるのでしょうか（**Q．2**）。さらに、８月に発生した事故により負傷したＡが退職し、Ａから会社に対して損害賠償を請求されています。労災は保険によって補償されるのではないのでしょうか（**Q．3**）。労災事故が発生した場合に、事業者として気を付けなければならないことを教えてください。

解　説

1 はじめに

前回は、労災事故が発生した場合の刑事責任（本人／会社の責任）を検討しました。今回は、労災事故が発生した場合の欠格要件該当性(Q．2)と民事責任(Q．3)を検討したいと思います。

2 労災事故が発生した場合の欠格要件該当性

(1) 欠格要件の種類

欠格要件とは、廃棄物処理業の許可を得ることができない場合として定められている事由のことをいいます（廃棄物処理法第 14 条第５項、第７条第５項第４号)。これに該当すると、業の許可が取り消されることとなります(廃棄物処理法第 14 条の３の２)。欠格要件に該当する場合としては、簡単にまとめると以下の事由があります。

① 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者
② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
③ 廃棄物処理法、環境関連法令、刑法 204 条（傷害罪)、206 条（現場助勢罪)、208 条（暴行罪)、第 208 条の３（凶器準備集合及び結集罪)、222 条（脅迫罪)、247 条（背任罪)、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
※ 執行猶予期間が経過した場合は、刑の言渡し自体が失効するので、５年を待つことなく資格回復します。
④ 廃棄物処理法及び浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者
⑤ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
⑥ 暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者
⑦ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 労災事故と欠格要件

では、労災事故が発生した場合、欠格要件に該当する場合があるでしょうか。

廃棄物処理法は、廃棄物処理法ないし環境法令違反、一定の刑法犯（暴行罪、傷害罪、脅迫罪等の粗暴犯）（上記□囲みの③）については、罰金刑に処せられれば欠格要件に該当しますが、それ以外の罪に関しては、懲役刑を受けた場合に限り欠格要件に該当するとしています（上記□囲みの②)。

刑事責任を負った場合の欠格要件該当性をまとめると下記のようになります。

表１〈刑罰を受け欠格要件に該当する場合〉

	違反法令	受けた刑罰	欠格要件該当性
第一類型	廃棄物処理法 その他環境法令違反 暴力行為等処罰に関する法 暴力団対策法 一部の刑法犯 （傷害罪，現場助勢罪，暴行罪，凶器準備集合及び結集罪，脅迫罪，背任罪）	罰金刑 禁錮刑 懲役刑	該当
第二類型	上記以外の法律違反	禁錮以上の刑 （罰金刑を含まず，禁錮刑，懲役刑を含む）	該当

すなわち、第一類型は、廃棄物処理法違反、環境法令違反とその他、暴力行為等処罰に関する法、暴力団対策法違反、一部の刑法犯ですが、これは、廃棄物処理法、環境法令違反という類型（A）と、暴力行為等処罰に関する法違反、暴力団対策法、一部の刑法犯（B）という類型に分けることができます。Aの廃棄物処理法違反、環境法令違反はイメージしやすいと思います。Bは、実は、廃棄物処理法が、反社会的勢力との関係を忌避するための類型であるといえます。

労災事故によって会社に発生する責任は、前月号（2016年9月号）でご紹介したとおりですが、労災事故によって発生する刑事責任と会社の欠格要件該当性をまとめると下記表2のようになります。

すなわち、事業者ないし役員に労働安全衛生法違反がある場合には、表1の第二類型に該当しますから、懲役刑又は禁錮刑など身体を拘束される処罰を受けた場合のみ欠格要件に該当します。禁錮刑とは、懲役刑と同じく身体を刑務所に収監する刑罰ですが、服役中の労務義務がないところに懲役刑との違いがあります。これに対し、罰金刑が科された場合には欠格要件に該当しません。

また、労災事故が発生した場合で、総括安全衛生管理者ないし安全管理者がその義務を怠ったとされ、その者に業務上過失致死傷罪が成立する場合（表2－ii上段）、業務上過失致死傷罪は刑法犯に該当しますが、業務上過失致死傷罪は、表1の第一類型の刑法犯に該当しませんので、この場合も懲役刑、禁錮刑を受けた場合のみ欠格要件に該当します（※業務上過失致死傷罪とは、業務上の不注意が原因で相手方に怪我を負わせてしまったり、死亡させてしまったりした場合に成立する犯罪のことです）。

表2〈労働災害が発生した場合の刑罰と欠格要件該当性〉

	責任が発生する場合	罰　則	責任を負う者	会社の欠格要件該当性
i	事業者が総括安全衛生管理者ないし安全管理者の選任を怠った場合	【労働安全衛生法違反】50万円以下の罰金	事業者	該当しない
ii	総括安全衛生管理者ないし安全管理者がその義務を怠った場合	【業務上過失致死傷罪】5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金	総括安全衛生管理者ないし安全管理者	ア）違反者が役員である場合で，イ）懲役刑又は禁錮刑を受けた場合該当
		【労働安全衛生法違反】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	総括安全衛生管理者ないし安全管理者	
iii	事業者が安全配慮義務に違反した場合	【労働安全衛生法違反】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	事業者	違反者が懲役刑を受けた場合該当

結局、労災事故が発生した場合、事故の重大性、普段の安全管理がまったくできていないなどの状況がある場合には、労災事故によって、役員ないし事業者が懲役刑ないし禁錮刑を受けて会社が欠格要件に該当する場合がある、ということになりますので、普段の安全管理が重要です。

3 労災事故と会社の民事責任

従業員が労災事故に遭った場合、会社はその従業員に対して損害賠償義務を負うことがあるのでしょうか。

(1) 労災保険があるから会社は責任を負わない？

まず気になるのは、労災保険によって、損害は填補されているのであって、それ以上に請求を受けることがあるのか、ということだと思います。

しかし、労災保険によって填補されるのは、休業補償はその従業員の平均賃金の60%に留まります（労働基準法第76条第1項）。また、労災保険によって給付されるのは所得補償だけであって、慰謝料は含みません。

そこで、労災保険だけでは十分に事故の損失が填補されたとはいえず、労災保険によって従業員に補償金が支給されたとしても、従業員から会社に対する損害賠償の問題は残ることになります。

(2) 労災事故によって従業員から会社に損害賠償請求をされる場合

では、労災事故によって従業員から会社に対して損害賠償請求をされる場合とはどのような場合でしょうか。

この点、9月号でもご紹介したように、会社は従業員に対して「安全な労働環境を整備する義務」である「安全配慮義務」を負っています（労働安全衛生法第20条～第25条）。そこで、事業者がこの安全配慮義務を怠っていたという場合には、事業者に労働環境の整備について「過失」（不注意）があったことになります。

このように、不注意によって他人に損害を与えた場合、民法は、加害者は被害者に対して損害を賠償する義務を負うと定めています（民法709条）。

> 民法709条
> 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

したがって、会社が安全配慮義務を怠っていた、という場合、従業員の方から労災保険で補償されない部分について損害賠償責任を追及される場合があります。また、労災保険では、前述のように慰謝料を含みませんので、慰謝料についても賠償を行うことになります。この慰謝料が高額になることもありますので、留意が必要です。

4 まとめと質問の回答

Q.1　刑事告発されることはあるか

A.　労災事故が発生した場合の事業者の刑事責任が法定されているので（表2参照）、刑事告発を受けることはあります。

Q.2　労働事故による欠格要件に該当することがあるか

A.　あります（表2参照）。

Q.3　労災事故が発生した場合に、従業員から損害賠償請求をされることがあるか（労災保険で賄われないのか）。また、事業者として気を付けることはなにか。

A.　労災保険による給付は損害を填補するのに十分なものではなく、別途損害賠償請求を受けることはあります。

事業者として，日ごろから，労働環境が安全に整備されているか，事業者の安全配慮義務が尽くされているか留意する必要があります。

事務局だより

新聞は、色々な世の中の出来事を記事に仕立て読者に届けてくれる。以前、大手新聞社の記者に記事の量について聞いたことがある。記事を書くコツは、基本的には、書き出しから言わば 5W1H の情報を意識して埋め込んでいくことだそうだ。その後は、付帯状況を付け足していくことになるそうだ。そうすると、編集のほうで、その日の新聞記事全体の量を勘案し、それぞれの記事は、後のほうから切っていくそうだ。どの部分で切られても文章としての体裁が崩れない。まさに書くことのコツということらしい。記事は、あくまでも事実に裏づけされたものでなければならないが、同じ新聞記事でも、小職には、その事実を皮肉った活字のほうが分かりやすい場合が多い。

少し例を挙げると、『相次ぐ不正』政活習慣病でした－辞職議員－、「市場にはホウレンソウが無いらしい」－都民－、「やはり花は『蓮』より『百合』」－知事－といった具合だ。これも立派な新聞記事だ。

さて、50 年前の昭和 39 年東京オリンピック開催をきっかけとした環境整備に触れる。この大会は、日本の戦後復興を世界に示す一大イベントとしての意義が強かった。国立競技場等競技関連施設の整備に加え、「オリンピック道路」と呼ばれた環状・放射道路や首都高速道路、東海道新幹線や東京モノレールなどの都市交通インフラが整備された。これらは、直接的には競技の円滑な遂行を目的としながらも、その後の我々の生活や経済活動を支える都市社会資本として立派に機能している。

東京都では、開催にあたり、①都市公害対策と屋外広告規制、②上下水道の整備、③衛生対策、④清掃対策に重点が置かれ、強力に推し進められた。清掃対策について、関連記事をみてみると、東京都は、昭和 35 年 10 月に来日した、ニューヨーク市清掃局次長ヘンリー・リープマン氏から、(1) 生ごみとその他のごみの分別収集、(2) 建設現場や道路、店先でのごみの散乱、(3) 作業員の低い待遇という問題点を指摘され、(1) フタ付き容器による混合収集、(2) 巡回パトロールによる不法投棄の取締まり、(3) 作業の機械化による環境改善と職員の待遇向上を図るべきとのアドバイスを受けている。これを受け、東京都では、それまで厨芥（台所ごみ）と雑芥に分け、前者は家庭を巡回し、後者は路上に備え付けられたごみ箱から、作業員が手作業でかき出し、手押し車やトラックに積込むという方法であったのを、家庭内に設置する容器に厨芥・雑芥を合わせて入れ、それを決まった時間に路上に出し、作業員がごみに触れることなく回収車に積込むという方法に改めたとのことである。ハード面の社会資本整備と違い、ごみの出し手である家庭や事業者の意識改革に当局は相当苦労したらしい。当時の関係者の苦労が偲ばれる。この方法は、昭和 38 年には、全区で実施されるようになり、従来の据付式のごみ箱は、昭和 50 年末までに撤去されている。

2020 年の東京大会の意味は何だろう。昭和 39 年開催時のように、我々の生活を支えるソフト・ハード双方の社会資本は残るのだろうか。くしくも東京の人口が 2020 年をピークに減少に転ずることのお披露目か、国土保全では、原子力規制委員会が本年 9 月 31 日に発表した、原発の廃炉で出る放射性廃棄物のうち、放射能レベルが比較的高い廃棄物は、地震や火山の影響を受けにくい場所で 70 メートルより深い地中に埋め、電力会社に 300 ～ 400 年間管理させる。その後は国が引きつぎ、10 万年間管理することの安全宣言か。

最終投票直前に行われた東京のプレゼンテーションでのスピーチで「お・も・て・な・し」のアナウンスが注目された。「お・も・て・な・し」＝「ウ・ラ・バ・カ・リ」では駄目だ。　（横手）

編集後記

いつも天気のことから書き始めるのですが、最近はほとんど外れていますので、これから先の出だしをどうしようか、思案しているところです。ただ、天高く・・・のすっきりした秋晴れが続くことを願ってはいます。

パラリンピック旗も到着し、いよいよ感が更に強まってきました。パラリンピックの選手団の活躍も見事でした。また、開催地のリオの応援も見事でした。オリンピックも含めて、さすがブラジルということでしょうか。

築地市場移転が混迷しています。伏魔殿という言葉がたびたび出てきますが、以前は国の機関に対して用いられていました。またですか？と、だれしもが感じているところでしょうか。透明性が求められている時代ですが、なかなか、理想を実現させるのは難しいようです。

廃棄物処理法の改正に関しての議論が進んできているようです。当該案件については、情報入手次第、本誌を中心にお知らせして参ります。

多様化の時代です。人工知能 AI に関する話題がここのところ、増加してきたように感じます。確かに何かを変える時、原因を突き止める時、非常に便利なようですが、暴走をどのように食い止めるかなど課題は多いようです。しかし、限られた人間の記憶だけに頼る方法よりは、かなり確度は上がるだろうということは容易に理解できるのではないでしょうか。

一年中申し上げていますが、自然災害に対する 備えの重要性は日を追うごとに高まってきているように感じます。準備と訓練に怠りがないようにしていただければ、幸いです。　（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 33 巻　第 7 号　通 巻　第 314 号

平成 28 年 10 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

〒 101-0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

JR東京駅 八重洲口

東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

歌舞伎座 屋上庭園

ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

ｶﾞﾗ陶破砕	360.0t/日
動残発酵	17.5t/日
動残混練発酵	5.8t/日

特 徴
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ
1cm塊に破砕

＋

②伐採樹木
のﾁｯﾌﾟ化

＋

③動植物性残さ
の発酵処理

製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～

★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

廃ﾌﾟﾗ破砕	130.3t/日
廃ﾌﾟﾗ溶融	2.4t/日
廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包	204.3t/日
紙くず破砕	52.8t/日
紙くず圧縮梱包	166.58t/日
紙くず焼却	4.8t/日
木くず破砕	328.9t/日
木くず焼却	4.8t/日
繊維くず破砕	41.8t/日
繊維くず圧縮・梱包	17.8t/日
動残発酵	3.5t/日
動残焼却	4.8t/日
金属くず破砕	81.6t/日
金属くず圧縮	4.3t/日
ｶﾞﾗ陶破砕	482.8t/日
がれき類破砕	480.0t/日

高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～

ごみやさん ゴ～
0120-5383-50
URL：http://www.eco-hiruma.co.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

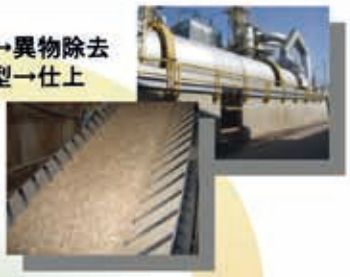

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667